

2023 年後期・保育士試験のための法制度等改正情報

【法令基準日：2023 年 4 月 1 日】

■育児・介護休業法（2022.10.1 施行）

- ・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ・育児休業の分割取得

■後期高齢者医療制度の改正（2022.10.1 施行）

- ・75 歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担、一部の人を 1 割→2 割

■民法改正（2022.12.16 施行）

- ・懲戒権の削除

■保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年版)の一部改訂、修正(2022.10、2023.2、2023.3、2023.5)

- ・新型コロナウイルス感染症の小児予防接種について
- ・保育室の換気について
- ・衛生管理による食中毒予防対策
- ・新型コロナウイルスの消毒・除菌方法
- ・マスクの着用について

■食品表示法改正（2023.3.9 施行）

- ・くるみのアレルギー表示義務化

■障害者基本計画第 5 次計画（令和 5 年度～令和 9 年度）の策定（2023.3）

- ・共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める

■児童福祉法改正（2023.4.1 施行）

- ・わいせつ行為を行った保育士の再登録厳格化

■こども基本法（2023.4.1 施行）

- ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
- ・日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわ

たって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする

■こども家庭庁（2023.4.1 創設）

- ・子ども・子育て支援、母子保健関連の事務が、厚生労働省からこども家庭庁に移管
- ・こども家庭審議会の設置
- ・こども政策推進会議の設置

■児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改訂（2023.4.1 施行）

- ・0歳児が4人以上在籍する保育所や認定こども園で看護師を保育士とみなすことができる措置について、一定条件を課して0歳児の人数要件を撤廃
- ・こどものバス送迎の安全徹底

① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在の確認を義務付け

対象施設：児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所

②通園用の自動車（座席が2列以下の自動車を除く）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を義務付け

対象施設：保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所